

コロナ禍の 「ステイホーム」と憲法

おうち、それだけで「いのちと暮らし」を守ることはできない。だから、どんなおうちにいても、一人ひとりが気持ちよく生活できることは私たちの権利だと、憲法 24 条がいつている。そのためには、憲法 25 条が生活保障を、26 条が教育保障を、そして 27 条は労働保障を、政府の仕事にしている。「わたしたちの命と暮らし」を守ることが政府の仕事であることはいつものことなのだ。

2021 年 11 月 13 日(土)

14:00~16:00

「さんかく岡山」会議室

【講師】 若尾典子さん (元佛教大学教授)



【講師プロフィール】

専門分野: 憲法学・ジェンダー法学

【主な著書】

『国家がなぜ家族に干渉するのか
—法案・政策の背後にあるもの』

共著、青弓社、2017 年

『ジェンダーの憲法学』家族社、2005 年

申込(お問い合わせ先):

「さんかく岡山」岡山市男女共同参画社会推進センター

電話: 086-803-3355 FAX: 086-803-3344

E-mail: sankaku@city.okayama.lg.jp

◆定員: 先着30人(事前申込が必要)

◆申込方法: 電話・FAX(裏面用紙)・メールのいずれか

◆参加費: 無料(託児のご希望はご相談下さい)

市民協働事業講座 “ コロナ禍の「ステイホーム」と憲法 ”

2021年11月13日(土)14:00~16:00 於:「さんかく岡山」会議室

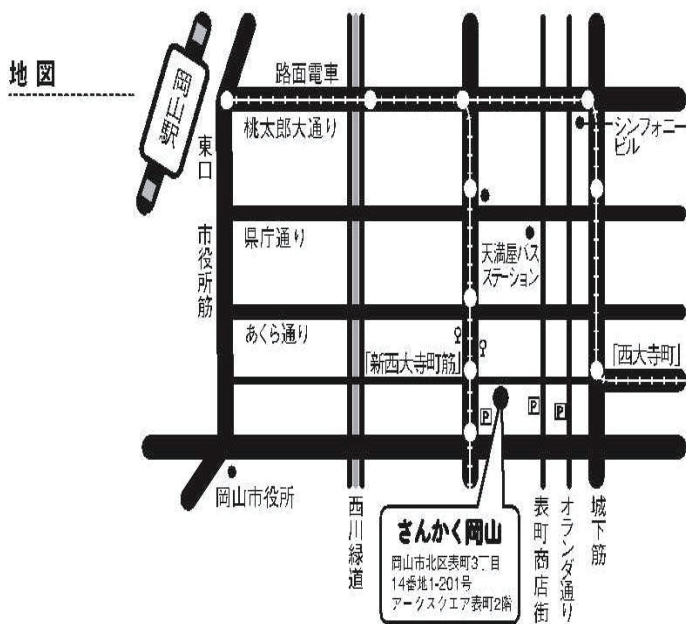
※状況により、中止もしくは実施方法を変更する場合があります。開催につきましては、当日のマスクの着用・手指消毒・検温実施等にご協力をお願いします。

FAX送信先 ➡ 086-803-3344 さんかく岡山

※下記の参加票にご記入の上、送信してください。(お電話・メールでも申込受付中です。)

ふりがな		
お名前		
住所		
電話番号	託児希望(○で囲む)	
	有	無

個人情報適切に管理し、この講座のみに使用し他の目的で使用することはありません。



アクセス

- JR岡山駅から南東へ1.5Km (徒歩約20分)
- 路面電車
＜清輝橋線＞新西大寺筋下車 東へ徒歩1分
＜東山線＞西大寺町下車 西へ徒歩3分
- 天満屋バスステーションから南へ約500m (徒歩7分)
- 最寄りのバス停留所 新西大寺町筋バス停
* 契約駐車場はありません。お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

岡山女性フォーラム

男女平等社会の実現のために提言し、行動することを目的として1987年8月8日に発足しました。
30年来の歴史を持つ団体です。

市民協働事業

市民協働事業は岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の登録団体等から提案された企画案をもとに市民グループと岡山市が協働して実施する事業です。